

新潟県柏崎市使用済核燃料税条例

(課税の根拠)

第1条 市は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第3項の規定に基づき、使用済核燃料税を課する。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 使用済核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用したものをいう。
- (3) 原子炉設置者 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の5第1項の許可を受けた者をいう。
- (4) 保管 原子炉設置者が使用済核燃料を発電用原子炉から取り出し、当該発電用原子炉施設内の使用済燃料貯蔵設備において貯蔵する状態をいう。
- (5) 使用済燃料貯蔵施設等 原子炉等規制法第43条の4第2項第2号に規定する使用済燃料貯蔵施設又は第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。

(賦課徴収)

第3条 使用済核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるものを除くほか、新潟県柏崎市税条例（昭和35年条例第10号）の定めるところによる。

(納税義務者)

第4条 使用済核燃料税は、使用済核燃料を保管する原子炉設置者に課する。

(課税標準)

第5条 使用済核燃料税の課税標準は、賦課期日において保管する使用済核燃料の重量とする。

2 前項の重量は、使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量とする。

(税率)

第6条 使用済核燃料税の税率は、1キログラムにつき620円とする。

2 前項の規定のほか、経年累進課税分（原子炉設置者が使用済核燃料として保管を開始した日から15年を経過しないものを除く。）として、使用済燃料貯蔵施設等のしゅん工に係る使用前検査（原子炉等規制法第43条の9又は第46条の規定による使用前検査をいう。）に合格した日後であって、速やかに市長と原子炉設置者が協議し、発電用原子炉から取り出した使用済核燃料を使用済燃料貯蔵施設等へ搬出することが可能となったことについて両者が合意した年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料について、使用済燃料貯蔵施設等への搬出がされるまでの間、重量1キログラムにつき、次の額を加算する。

- (1) 1年目 50円
- (2) 2年目 100円
- (3) 3年目 150円
- (4) 4年目 200円
- (5) 5年目 250円（搬出されるまでの期間が5年を超えたときは、5年を上限とする。）

(賦課期日)

第7条 使用済核燃料税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(徴収の方法)

第8条 使用済核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手續等)

第9条 使用済核燃料税の納期限は、4月30日とする。

2 納税義務者は、賦課期日における使用済核燃料税の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

3 前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、当該修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第10条 法第686条第4項の規定による使用済核燃料税に係る更正又は決定の通知、法第688条第6項の規定による使用済核燃料税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第689条第5項の規定による使用済核燃料税に係る重加算金額の決定の通知は、更正又は決定の通知書を交付して行うものとする。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知書で指定する期限までに納付書によって当該通知に係る徴収金を納付しなければならない。

(減免)

第11条 市長は、災害その他やむを得ない事情がある場合において必要があると認められるときは、別に条例で定めるところにより、使用済核燃料税を減免することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

(令和2年度における特例)

2 令和2年度における使用済核燃料税の賦課期日については、第7条中「当該年度の初日の属する年の1月1日」とあるのは「令和2年10月1日」とする。この場合において、課税標準を算出するときは、令和2年10月から令和3年3月までの月数を12で除した数値を課税標準に乗じて計算するものとする。

3 令和2年度における使用済核燃料税の納期限については、第9条第1項中「4月30日」とあるのは「令和2年11月2日」とする。

(検討)

4 市長は、この条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(使用済核燃料税条例の廃止)

5 新潟県柏崎市使用済核燃料税条例(平成15年条例第33号)は、廃止する。

(経過措置)

6 廃止前の新潟県柏崎市使用済核燃料税条例(以下「旧条例」という。)によって課される令和2年度の使用済核燃料税の税額については、旧条例の規定にかかわらず、旧条例の規定により算出された税額に令和2年4月から同年9月までの月数を12で除した数値を乗じて得た額とする。